平成２３年（フ）第６２０９号
大阪府豊能郡能勢町宿野151番地の442
債務者　垂井　安子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４４７号
大阪府東大阪市南荘町９番９号、前住所大阪府八尾市大竹７丁目283番地
債務者　森　　和子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４６５号
大阪府枚方市茄子作東町９番14号
債務者　板井シゲミ
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４８３号
大阪市淀川区西三国１丁目32番３号
債務者　河野　清一
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５００号
大阪府大東市曙町３―38　パストラル住道403号、登録原票上の住所大阪府和泉市幸２丁目10番21号
債務者　山本博江こと　金　　博江
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５０７号
大阪市西区九条１丁目21番21―103号
債務者　木下　雅晶
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５２０号
大阪府東大阪市吉田本町２丁目２番40号
債務者　松本　章人
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６２３号
大阪府枚方市北中振４丁目６番19号
債務者　小畑　光義
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６５８号
大阪府東大阪市西石切町２丁目８番５号　サンウエストニシノ101号
債務者　原田　英代
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６６７号
大阪市生野区桃谷４丁目18番24号
債務者　呉山和江こと　金　　蘇子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７１６号
大阪府八尾市光南町１丁目５番14号
債務者　齋藤　　淳
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７５０号
大阪市平野区長吉長原西４丁目２番19―105号
債務者　瀬野　和憲
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７８７号
大阪府吹田市垂水町２丁目36番19号
債務者　西岡貴代子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８１１号
大阪市平野区瓜破西１丁目７番25号　コーポＲＳ202号
債務者　梁元保宜こと　梁元　　祚
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８２号
千葉県松戸市金ケ作202番地の１　グリーンテリア第11―102号
債務者　藤野　裕子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６９６号
千葉県柏市旭町１丁目３番３―304号
債務者　山本　一幸
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７６８号
千葉県松戸市稔台７丁目27番地の１　ハイホーム松戸みのり台605号
債務者　釜崎　　彰
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７６９号
千葉県松戸市稔台７丁目27番地の１　ハイホーム松戸みのり台605号
債務者　釜崎多美子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部